

オーストラリアにおける 気候関連財務情報開示の 要求事項に関する最新情報

2024 年 5 月



国際的な企業グループのオーストラリアにおける子会社は、オーストラリア政府がオーストラリア企業へ導入している、気候関連財務情報開示の義務化制度の適用対象となります。

知っておくべきこと

2001 年オーストラリア会社法 (Corporations Act 2001) に盛り込まれた、気候関連情報開示の義務化制度は、オーストラリア証券取引所に上場している企業以外にも適用されます。

報告基準を満たす海外企業の子会社は、オーストラリアサステナビリティ報告基準 (Australian Sustainability Reporting Standards: ASRS) に準拠した気候関連財務情報開示の作成が求められます。この基準に従って作成された気候変動開示は、海外の親会社が適用しているサステナビリティ開示基準に必ずしも準拠するとは限りません。

会社法は、海外企業の子会社が親会社の連結サステナビリティ報告書を提出することで、報告義務を果たすことを認めていません。海外企業の子会社は、子会社の報告主体レベルで、オーストラリアサステナビリティ報告基準に準拠した、気候変動に関連する財務開示を含む独自の報告書を提出しなければなりません。

本文書では、以下の事項について説明します

- ▶ 情報開示制度の概要
- ▶ 適用範囲と発効日
- ▶ 報告主体の検討事項
- ▶ 保証
- ▶ 記録の保存
- ▶ 取締役の義務
- ▶ 報告要件の最終決定
- ▶ 海外企業子会社の次のステップ

情報開示制度の概要

オーストラリアにおける気候関連財務情報開示の義務化には、2つの独立した、けれども関連性のある政策と基準設定プロセスが関わっています。

義務化導入の方針

2024 年 3 月 27 日、2001 年会社法改正案がオーストラリア議会に提出されたことが、義務化導入の方針における最新の動きです。財務省法改正法案 (Financial Market Infrastructure and Other Measures) 2024 は、会社法第 2 章 M に基づき財務報告書を提出する企業に対し、気候変動に関連する新たな財務報告要件への対応を求めるものです。本法案では、要求事項の適用範囲に含まれる各会計年度について、以下の事項が義務付けられます

- ▶ 企業は、ASRS に準拠した、気候関連財務情報開示を含むサステナビリティ報告書を作成しなければならない。
- ▶ 企業の取締役は、その見解において、気候関連財務情報開示が ASRS に準拠するということを宣言しなければならない。
- ▶ 企業の財務報告書の監査人は、その企業のサステナビリティ報告書に対する保証を提供しなければならない (保証は、保証の項目で解説するように、段階的に導入されることになります)。
- ▶ 企業は、財務報告書とサステナビリティ報告書を同時に当局 (オーストラリア証券取引委員会) に提出しなければならない。



本法案における気候関連開示の要求事項は、「大企業や金融機関が、気候変動に関する計画、財務リスク、機会に関して、オーストラリア国民や投資家に対して、より高い透明性と説明責任を提供できるようにする」というオーストラリア政府の公約を実現するために策定されたものです。¹

開示基準

ASRS は、気候関連財務情報開示の要求事項を定めています。現在草案として公表されている同基準は、国際サステナビリティ基準審議会が公表している IFRS サステナビリティ開示基準(IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2「気候関連開示」と大まかに一致していますが、ASRS は、気候以外の項目に関するサステナビリティ開連財務情報の開示を企業に求めていません。

適用範囲と発行日

会社法は、企業に対して、以下の場合に、ASRS に準拠し、気候関連財務情報開示を含むサステナビリティ報告書を作成することを求めています：

以下の両方の基準を満たしていること	解説
会社法第 2 章 M に基づき、財務報告書を提出する義務を負う ²	<p>この第 1 の基準を満たす企業には、オーストラリア証券取引所に上場している企業のほか、非上場企業(大規模非公開会社など)も含まれます。大規模非公開会社には、オーストラリアで登録された以下のよう民間企業が含まれます：</p> <ul style="list-style-type: none">オーストラリア企業様々な国際株主によって所有されている企業(すなわち、他の事業体に支配されていない)多国籍企業グループのオーストラリア子会社 <p>これらの事業体はすべて、財務報告書を作成し財務報告書の作成と提出が義務付けられています。</p>



以下のいずれかの企業： ▶規定サイズのしきい値又は ▶2007 年国家温室効果ガス及びエネルギー報告法(NGER 法)に基づく「登録法人」	第 2 の基準は、以下を判断するためのものです： ▶どの企業が気候変動に関する財務情報の開示を義務付けられているか ▶いつから報告義務が生じるか 同法案では、基本的に企業の規模や温室効果ガス排出の規模に応じた 3 つの段階にわたって、気候変動報告の義務化を実施します。 実施時期は下記の表の通りとなります。
---	---

¹ Australian Government: The Treasury Climate-related financial disclosure: Consultation paper 2023 年 6 月, 3 ページ

² 詳しくは [Do you need to lodge financial reports with ASIC? | ASIC](#) をご参照ください。

³ 財務省の公開草案で提案された「グループ 1」の発効日が 6 カ月延期されたことになります。

気候変動開示の義務化は、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から開始されます。企業がいつから報告義務を負うかは、グループ 1、グループ 2、グループ 3 のいずれに該当するかによって決まります。

グループ	報告時期	気候報告基準		
		規模テスト(2つ以上を満たす)	資産所有者	NGER 法報告者
1	2025 年 1 月 1 日以降 ³	従業員 500 人以上 連結総資産 10 億ドル以上 連結売上高 5 億ドル以上	該当しない	NGER 法公表基準値を上回る(50kt)
2	2026 年 7 月 1 日以降	従業員 250 人以上 連結総資産 5 億ドル以上 連結売上高 2 億ドル以上	運用資産 50 億ドル以上	その他の NGER 報告者
3	2027 年 7 月 1 日以降	従業員 100 人以上 連結総資産 2,500 万ドル以上 連結売上高 5,000 万ドル以上	該当しない	該当しない

一般的規模テスト

一般的規模テストでは、売上高、資産、従業員数に関する 3 つのテストのうち 2 つを満たす必要があります。この規模テストは、上場企業と非上場企業の両方に適用され、最終的には、すべての大企業が対象となります。これは、グループ 3(気候報告義務化の第 3 段階つまり最終段階)の企業の規模基準が、財務報告提出義務の有無の判断に用いられる大企業の規模基準と同じであるためです。

資産所有者

資産所有者とは、50 億ドル以上の資産を有する登録スキーム、登録可能なスーパー・アニュエーション団体、またはリテール法人集合投資スキームのことです。「資産所有者」は、グループ 1 の基準を満たす場合でも、グループ 2 の事業体となります。

NGER 法報告者

一般的規模テストや資産所有者テストに該当しない場合でも、国家温室効果ガス及びエネルギー報告法(NGER)に基づき、指定された排出量やエネルギー生産量、消費量の基準を超える企業は、この第 2 の基準を満たすことになります。これらの事業体が公表のしきい値を満たすかどうかによって、グループ 1 またはグループ 2 のいずれかとなります。

NGER 制度はクリーンエネルギー監督庁(Clean Energy Regulator)によって運営されており、多国籍企業のオーストラリア子会社を含む NGER 登録企業のリストを公表しています。



実務上の留意点

グループ報告

会社法に基づく報告義務は、個々の企業レベルで定められているため、一般的には、個々の企業がサステナビリティ報告書を提出する基準を満たしている場合、その報告企業について報告書を作成し、提出する必要があります。しかし、ある企業が（オーストラリアの）連結グループ内の子会社であり、そのグループの親会社が連結サステナビリティ報告書を作成、提出する場合、その企業や連結グループ内の他の子会社は、独自のサステナビリティ報告書を作成する必要はありません。

海外企業の子会社は、親会社の連結サステナビリティ報告書を提出することで、報告義務を果たすことはできません。

連結納税グループ

本法案には、連結納税グループに対する例外措置はありません。従って、そのような場合、連結納税グループの子会社（すなわち、海外の親会社を持つオーストラリア子会社）は、それぞれ個別にサステナビリティ報告書を作成し、提出する必要があります。

気候変動に関連するリスクや機会を管理し、それらのリスクや機会に対応する戦略を設定・モニタリングするのが、子会社の海外親会社である場合、（オーストラリアの報告企業である）子会社は、それらの事実を開示することが求められます。

しかし、これは、企業が ASRS が要求する情報の開示を免れるという意味ではありません。企業のガバナンス体制や戦略にかかわらず、報告企業は、オーストラリアの報告企業の観点から、少なくとも以下の情報を開示する必要があります。

- ▶ 今後の事業活動に影響を及ぼすと合理的に予想される、報告企業が直面している気候変動関連のリスクと機会に関する情報。これには以下が含まれます。
 - ▶ 企業のビジネスモデルとバリューチェーンのどこにリスクと機会が集中しているか
 - ▶ 現在及び今後予想されるリスクと機会の財務的影響
 - ▶ 企業の戦略とビジネスモデルのレジリエンス評価（シナリオ分析を使用）
- ▶ 業界横断的な指標。この指標には、オーストラリアの報告企業のスコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の温室効果ガス排出量に関する開示を含み、この測定は、それが実際的でない場合を除き、NGER スキームの法律に従って行わなければならない。
- ▶ オーストラリアの報告主体が、自らの目標を設定していない場合であっても、規制によって設定された気候関連の目標に関する情報。

オーストラリアの報告主体の検討事項

サステナビリティ報告書は、前述した基準を満たすオーストラリアの報告企業が作成する必要があります。つまり、気候変動開示は、海外の親会社や連結グループのグローバルな資産や事業、バリューチェーンではなく、**当該企業の資産や事業、バリューチェーンに焦点をあてたもの**となります。このため、グローバルサステナビリティ報告書を提出するだけでは、会社法上の報告義務を果たしたことにはなりません。

同様に、企業の将来性（キャッシュフロー、資金調達、資本コスト）に影響を与えると合理的に予想される気候変動リスクと機会を特定する際、企業は、オーストラリアの報告企業が今後受ける影響に基づいて判断しなければなりません。重要性の観点からオーストラリアの報告企業レベルで特定された気候関連リスクと機会が、海外の親会社の連結気候関連財務情報開示で開示された気候関連リスクと機会とは異なる可能性があるということです。

ASRS の適用にあたり、企業は、気候関連のリスクと機会を管理するためのガバナンスの仕組みや、それらのリスクと機会を管理するための戦略などの事項の開示を要求されます。

なぜ民間企業が含まれるのか？

財務省は、気候変動に関連する財務情報開示を義務付ける政策意図について、次のように説明しています。

「気候変動は、グローバルな金融システムに重大なリスクをもたらすと国際的に認識されています。そしてそれは、資本市場、規制当局、企業が管理すべきリスクです。...気候変動開示の向上により、規制当局が、気候変動とその影響を緩和するための努力の結果として金融システムに生じるシステム・リスクを把握し、管理することが可能となります。」¹

「...英國や EU も民間企業を対象としているため、民間企業を対象とすることで、国際的なアプローチとの整合性が高まります。民間企業を含めることで、報告者の平等性が確保され、情報の流れが向上し、透明性が高まると思われます。」²

¹ Explanatory Memorandum to Treasury Laws Amendment (Financial Market Infrastructure and Other Measures) Bill 2024, paragraphs 4.6 and 4.8

² Treasury, *Climate-related financial disclosure Consultation paper June 2023*, page 6



国際的な親会社の報告義務について

オーストラリアの報告企業の海外の親会社が、当該国の報告義務への準拠を適切に進めている場合、オーストラリアの報告企業が ASRS の報告義務に対応できるとは限りません。親会社／国際レベルで適用される報告に関する基準やフレームワーク、タイムライン(欧州連合の企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive: CSRD) や米国証券取引委員会の気候関連情報開示規則など)は、ASRS の要求事項とは異なるからです。例えば、温室効果ガス排出量(GHG)を測定するために NGER スキームの法規制を使用する必要があるなど、地域的な違いがあるため、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board: ISSB)基準に基づいて報告を行っている海外の親会社が作成した情報を、オーストラリアの子会社が ASRS に基づいて報告する際に使用することはできません。

例えば、米国を拠点とする親会社を持つオーストラリアの報告企業は、その親会社が米国で要求されるよりも早く、特定の指標を報告したり、特定の開示を含めたりする(そして、それらの開示について保証を受ける)ことを求められる可能性があります。

同様に、欧州の親会社を持つオーストラリアの報告企業は、その企業にとって重要なオーストラリアの企業レベルでリスク、機会、測定基準を再評価する必要があり、その結果、親会社レベルでは要求されなかったオーストラリア特有の開示が要求されたり、追加されたりする可能性があります。

保証

本法案は、企業のサステナビリティ報告書(ASRS に準拠した、気候関連財務情報の開示を含む)の監査を義務付けています。これは、2030 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度のサステナビリティ報告書に適用されます。それ以前の会計年度の報告書については、オーストラリア監査・保証基準審議会(Auditing and Assurance Standards Board: AUASB)が監査基準を作成し、サステナビリティ報告書の各構成要素に対する保証要件の段階的な導入を規定します。保証の道筋は、グループ 1、グループ 2、グループ 3 の企業については、各グループの報告開始日から保証経路が決定され、遅くとも 31 年度までに合理的な保証が求められます。オーストラリアの報告企業は、これらの保証要求事項の時期や範囲(限定的か合理的か)が、海外の親会社の保証要求事項とは異なる可能性があることに留意する必要があります。

さらに言えば、サステナビリティレポートは、オーストラリアの報告企業の年次報告書の一部を構成するため、上記の保証は、オーストラリア企業の財務監査人が提供する必要があります。オーストラリアの監査人が「監査することを可能」とするため、シェアードサービスセンターや一元化されたプロセスを採用する大規模な多国籍企業は、情報の流れをどのように管理するか慎重に検討する必要があります。

記録の保存

企業は、サステナビリティ報告書の作成について正しく記述し、記録した文書を 7 年間保存しなければなりません。これらの記録をどこに保管するかは企業の判断に委ねられていますが、オーストラリア国外に記録を保管する場合は、サステナビリティ報告書の実質的な内容を作成するのに十分な情報をオーストラリア国内に保管しなければなりません。

取締役の義務

取締役は、一般法及び会社法の下で、善管注意義務を負います。特に気候変動開示に関する報告書において、オーストラリアの報告企業の取締役は、年次報告書に含まれるサステナビリティ報告書について、取締役宣言を行うことが求められます。現在財務諸表で行われている取締役の宣言と同様に、この新たな宣言は、取締役に対して気候関連財務諸表が ASRS に準拠しているかどうかについて見解を求めるものです。

本法案は、2025 年 1 月 1 日の発効日から最初の 3 年間の気候変動に関する報告書において、不確実性の高い部分に関して、誤解を招き、欺瞞的な行為を行った場合の賠償責任を一部軽減するものです。これには、企業のスコープ 3 GHG(ファイナンスドエミッションを含む)、シナリオ分析、移行計画に関する記述が含まれます。

報告要件の最終決定

本法案は、2024 年 5 月の国会で審議される予定です。法律が成立する前に、法案は両院を通過し、勅許を得なければなりません。気候関連財務情報開示の義務化の開始日は、2024 年 12 月 1 日以前に改正案が勅許を受けることを前提に、2025 年 1 月 1 日となっています。

AUASB は、2024 年 5 月 3 日までにコンサルテーション・ペーパーに対するコメントを求めました。AUASB は、2024 年 7 月から 8 月に保証提案の公開草案を公表し、2024 年末までに保証に関する公布を行う意向を示しています。

オーストラリア会計基準審議会(Australian Accounting Standard Board: AASB)は現在、ASRS 草案に寄せられたフィードバックを検討し、提案の再審議を開始しようとしています。AASB は、今年 8 月末までに最終的な基準を公表することを目標としています。



海外企業子会社の次のステップ

今後の要求事項に先立ち、企業は、新しいプロセスや業務を確立し、定着させることにより、サステナビリティ報告機能を構築、成熟させる必要があります。成熟度は、グループ内の財務及びサステナビリティ部門からのサポートにより、個々の状況や出発点により、各子会社によって異なるでしょう。気候変動に関連した財務開示の義務化に備えるため、企業は、次のステップの実施を検討すべきです：

- ▶ **ギャップ評価とアクションプラン** - ガバナンス、戦略、リスク管理、評価指標と目標に関する内部プロセスと外部開示の両方において、今後の要求事項に対するギャップを明確にする。ギャップに対処するための報告の責任と期間を考慮した行動計画を策定する
- ▶ **クロスコラボレーション** - 気候変動と財務情報の関連性を検討し、気候変動が財務パフォーマンス、ポジション、キャッシュフローに与える短期、中期、長期の潜在的影響を把握するために、組織内のクロスコラボレーションを促進する
- ▶ **役割と責任** - 組織内のサステナビリティ報告に関する役割と責任を明らかにし、誰が気候関連報告の作成とレビューに責任を持つかを明確にする。このことは、役割分担の中で明確化され、十分に周知されていることを確認する
- ▶ **能力構築** - サステナビリティと財務の両部門において、新基準に対応できる能力を構築する。これには、気候変動と財務の両要件について、組織の全レベルの職員のスキルアップが含まれる
- ▶ **報告プロセス** - 財務報告プロセスを拡張し、財務計画プロセスに気候変動への配慮を組み込むなど、サステナビリティ及び気候変動リスクと機会を取り入れる
- ▶ **統制** - 既存の統制の枠組みやプロセスに気候を組み込む。これには、内部監査ローテーション計画やリスク・コントロール・マトリックスに気候を組み込むことも含まれる
- ▶ **データガバナンス** - 気候に関するデータや情報の利用可能性を把握し、ITシステムの導入や改善方法を検討する。手作業を減らし、監査証跡やアクセス制限などの自動化された統制の機会を提供することにより、データガバナンスを強化する

2025年1月1日からの気候関連財務情報開示の義務化が間近に迫っており、それに伴う保証事項も導入される予定です。開示の作成責任は、海外子会社の取締役にあり、親会社の財務チームやサステナビリティチームが収集したデータや報告書では、会社法上の報告義務を遂行することはできません。グループ1またはグループ2の企業にとっては、今後に備え、開示要件に確実に対応し、将来の報告期間に保証できるようにするために、今すぐ取り組みを開始することが重要です。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ



EY サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、オセアニアの企業が気候変動やサステナビリティ関連の報告義務化に備えるための実践的なガイドンスをご提供します。

オセアニアマーケットをリードする財務・非財務報告の専門家が率いるサステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、AASB による気候関連開示要求事項の策定を含む、ISSB の業務や現地マーケットの洞察に通じた財務・非財務報告戦略、対応、保証の専門家集団として、EY の専門知識を国内外に提供しています。

サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブは、EY ネットゼロセンターと緊密に連携し、EY のクライアントが適切なタイミングで適切な意思決定を行い、ネットゼロエコノミーで成功するための道筋をつけることができるようお客様をサポートしています。

公開草案の要求事項が貴社にとってどのような意味を持つかについては、サステナビリティ・ディスクロージャー・ハブ・チームにご相談ください。

Contact us

Sustainability Disclosure Hub

**Meg Fricke**

Climate Change and Sustainability Services
meg.fricke@au.ey.com

**Nicky Landsbergen**

Climate Change and Sustainability Services
nicky.landsbergen@au.ey.com

**Megan Wilson** Assurance

megan.wilson@au.ey.com

**Megan Strydom**

Financial Accounting Advisory Services
megan.strydom@au.ey.com

**Rebecca Dabbs**

Climate Change and Sustainability Services
rebecca.dabbs@au.ey.com

**Glenn Brady**

IFRS Professional Practice
glenn.brady@au.ey.com

**Murray Anderson**

Assurance (Financial Services)
murray.anderson@au.ey.com

**Shae de Waal**

Climate Change and Sustainability Services
shae.de.waal@au.ey.com

Net Zero Centre

**Emma Herd**

Climate Change and Sustainability Services
emma.herd@au.ey.com

※英語版と翻訳版に相違がある場合は英語版が優先されます。

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2024 Ernst & Young, Australia
All Rights Reserved.

EYSCORE 004360-24-AUNZ

ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com